

## 事例報告 人口減少社会と上水道～若い力と上水道～ 「高松市における水道事業」 について

高松市／上下水道事業管理者 **石垣佳邦**



### ■ 1. はじめに

高松市の水道事業は、大正10年9月に日本で40番目の近代水道として始まり、本年で96年目を迎えました。給水開始以降、給水人口の増加に伴う水需要に対応するため、8次に及ぶ拡張事業を経て、現在に至っています。

平成23年4月の水道部門と下水道部門との組織統合に際しては、統合のメリットを生かし、将来にわたり、健全で持続可能な企業経営を目指すため、上下水道事業の目指すべき姿や経営理念、基本方針、基本施策等を一体的に取りまとめた高松市上下水道ビジョンを策定しました。28年3月にはこの計画を見直し「安心して、いつでも、いつまでも使える上下水道」を目指し、お客さまと、協働・連携を図りながら、計画の実現に向け一丸となって取り組んでいます。

### ■ 2. 水道事業の広域化について

現在、本市を含む香川県では水道事業の広域化を進めています。平成20年度に県内の水道事業体の担当者間で、水道広域化についての勉強会が始まり、22年2月に、学識経験者を委員とする香川県水道広域化専門委員会が設置されました。そして、23年3月に同委員会から知事に対して、「香川県の水道事業は人口減少等に伴う水需要や料金収入の減少、老朽施設の大量更新や耐震化、技術継承など全国の水道事業に共通する課題に加え、湧水、香川用水、離島など香川県特有の課題を有しており、各事業体単独では対応に限界があることから、県内水道のあるべき姿の理想形として、

県内一水道を目指すべき」との提言がなされました。

この提言を踏まえ、岡山県側から受水している直島町を除く8市8町と県が協議を重ねた後、27年4月に地方自治法に基づく香川県広域水道事業体設立準備協議会を設置し、平成29年11月1日付けで総務大臣の許可を得て、広域水道企業団が設立されました。そして、現在、30年4月の事業開始に向け諸準備を進めているところです。

### ■ 3. 水道事業広域化の意義について

さて、本市における県内水道広域化の意義は、まず第1が、県営水道と県内水源の一元管理による水の安定供給です、本市にとって一番のメリットは、香川用水と県内水源の一元管理による水の有効活用により、渇水時の対応を含め、将来にわたり安全で良質な水道水の安定供給が可能になることにあると考えています。水道施設を効率的に管理するとともに、円滑な水融通等を行っていくために、連絡管の新設や浄水場の機能強化等の必要な広域施設整備を行います。広域施設整備の基本的な考え方は、1) 合理的・経済的と判断された施設は継続して運用する。2) 統合等により整理できる施設は整備の進捗を見ながら、運用を廃止する。3) 香川用水や自己水源は、水利権水量の範囲で効率的に活用するなどとしています。整備の完了後、将来的には県全体では現在の71施設を38施設に統廃合し、本市においても現在5つある浄水場を2つに集約します。高松市中心部の施設整備計画では、御殿浄水場と浅野浄水場は広域化後も継続して運用しますが、川添浄水場は取

水施設である坂瀬取水所から浅野浄水場の間に、平成40年度までに、新たに導水管を整備した後、廃止し、ポンプ場として活用する予定としています。また、高松市南部の施設整備計画では、塩江町（山間部）に位置する後川浄水場と一ツ内浄水場は、香川用水を活用する送水管等を整備した後、将来的に廃止する予定としています。こうすることで、施設の更新に係る経費を削減します。

第2は、水道料金値上げの抑制です。企業団の財政収支の試算結果では、本市の一般家庭で月20㎡を使用した場合、現在の水道料金は、税抜きで2,700円です。これを平成39年度までは維持できる見込みとなっています。

#### ■4. 水道事業広域化の課題について

一方、本市における広域化の課題としては、1) サービス水準の維持と事業体間の公平性確保。2) 上下水道事業の組織分離と統合効果の維持。3) 職員の身分移管など労働条件の調整があります。

サービス水準の維持と事業体間の公平性の確保のうちサービス水準については、事業体ごとにどうしてもサービスの充実度合が異なります。一番サービス水準の高いところに合わせるのが理想ですが、これには費用と人材が必要となります。しかし、いくらサービスの統一といっても、一番サービス水準の低いところに合わせて統一することはできないため、案件ごとに自治体間の調整が必要となります。

例えば、本市は県内で唯一口座割引制度を行っています。水道料金の納付に係るお客さまへの費用負担の公平性に加えて、定期的かつ安定的に多額の資金を確保するとともに、料金の徴収に係る人件費等の経費を削減することなどを目的として、収納方法のうち、最も安価で効率的な口座振替への移行を促進するため、平成27年度に、導入しました。この制度は、本市の料金体系の一部で、市民に既に定着していること、また、広域化後において廃止することは、同広域化の趣旨に反し、サービスの低下に繋がりがねないことから、少なくとも区分経理期間中は、継続することとしています。広域化後、同制度の普及・促進にも関わ

らず、口座振替加入率が大幅に低下するなどした場合は、同制度の在り方について、再考する余地はあると考えています。

事業体間の公平性の確保については、平成39年度までは旧事業体ごとの区分経理を行うこと、また、区分経理の間は、事業体間の公平性を保つため、旧事業体ごとに費用と収益のバランスを確認しながら、水道料金を適切に設定することとし、区分経理期間終了時に、内部留保資金を料金収入の50%程度に、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となるよう財政運営を行うこととしています。また、施設整備を着実に実行していくために、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用すること、一般会計繰出金は、地方公営企業法に規定された企業会計と一般会計等との経費負担原則を基本とし、特に、区分経理期間中、1回の値上げで10%を超えるような著しい料金改定を行わなければならないような場合には、これを回避するために一般会計からの繰出しを行うこと、そして、各事業体の事業用の資産、資本、負債等は、原則として、無償で企業団に引き継ぐこととしています。

次に、上下水道事業の組織分離と統合効果の維持です。本市では、市民・事業者と協働して水環境政策に取り組むため、平成22年度に、「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を制定するとともに、「高松市水環境基本計画」を策定し、「水を大切にす街・高松」の実現に向けた取り組みを進めています。このような中、平成23年度に共に水に関わりを持つライフライン事業の水道部門と下水道部門の組織を統合し、健全で効率的な業務執行体制を構築するとともに、節水と水の有効利用など行政を一体的に推進してきました。しかし、水道事業の広域化後は、下水道事業は市長部局にとどまるため、お客さまサービスの維持・向上、節水や水の有効利用、水質保全など水環境施策の効果的な推進、施設の耐震化や浸水対策の推進など、上下水道組織統合の際の効果を維持しながら、広域水道企業団や本市他部門との連携・協力体制が十分維持されるよう、新たな運営体制を構築することとしています。

職員の身分移管など労働条件の調整は、広域水道企業団では、設立後、当分の間は構成団体から

の職員派遣をもって構成し、その後平成32年度から、順次、企業団への身分移管及び企業団による新規採用を行うこととしているため、労働組合、派遣元、派遣先での調整が必要となります。

---

## ■5. おわりに

---

今後の企業団のスケジュールは、各構成団体の12月議会において、企業団議会の議員選出を経て、30年2月頃に企業団議会が開催される予定です。

企業団議会では、各種条例案や予算案等を御審議いただき、30年4月の業務開始を目指します。

本市としても、水道事業の経営基盤を強化し、安定給水体制を確保するため、県内一水道に取り組み、企業団組織において、中心的な役割を果たせるよう、豊富な技術力を発揮するとともに、民間業者の皆様の御協力をいただきながら、お客さまに、将来にわたり、安心して、いつでも、いつまでも使っていただける水道を目指してまいります。